

水俣補償けさ調印

八月 ぶり埋立て地一部を譲渡

調停手前になつて勸告案への意見が対立。調印が延びていた新日窒水俣工場と水俣漁協の水俣病関係漁業補償紛争は二十五日、ようやく調印にこぎつけ、同日朝四時四十分、水俣市議会議長室で契約書と覚え書きを取りかわした。この積案同紛争はさる二月、水俣漁協が二億八千万円の補償要求を行なつてから八ヵ月ぶりに完全円満解決した。

調停された内容はさきに調停委が示した解決案（調停と勸告の二本立て）のうち、勸告案で工場が水俣川地先三十三万平方坪（十万坪）を埋め立てるとなっていたものを二十九万八千三百二十平方坪（九万七千二百四十四坪）とし、このうち二万七千九百二十一平方坪（八千坪）を埋め立て後工場が漁協へ無償で譲渡することになつており、調停案の骨子はほぼおとっている。これよりさき、調停委の森永原

商工水産部長、中村水俣市長ら七人は二十四日午後八時半から新日窒側の千原専務や漁協側の松田組合長らを市役所に招き、埋め立てに関する勸告案の字句を一部修正して同意を求めた。しかし双方とも難色を示し、十数回にわたつて部屋を別にして協議した結果、埋め立て後の土地無償譲渡の線で双方とも折れ、調印にこぎつけたもの。十二日の調停案提示らしい十三日よりには田崎調印の運びとな

り、水俣病問題は今後、原因究明と発病防止、治療の問題だけにしぼられる。契約書と覚え書き次のとおり。

一、就労問題①新日窒に三十人から五十人を採用する②船興運輸（新日窒系）に約二十人を採用する③その他下請会社へ若干人を採用する。

一、郡民立ち上がり資金として七百五十万円を支払う。支払い対象は五月二日現在の組合員とす

る。

一、工場は漁業振興公社設立資金に五百万円を出資する。

一、埋め立て地問題、最初の三十三万平方坪を二十九万八千三百二十平方坪とし、このうち二万七千九百二十一平方坪を漁協へ無償で譲渡する。

◇森永原商工水産部長の話、ようやく円満解決へこぎつけてホツとしている。十二日に示した調停案の骨子は大体とおつたと思う。解決までにはいろいろな意見がでて難航したが漁協側も折れてくれた。今後は水俣漁民の立ち上がり、水俣病が二度と発生しないよう努力をつづけていきたい。